

## 1. 募集の概要

1997年に開催された国際連合気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」では、温室効果ガスによる地球温暖化防止のため、日本は、2008年から2012年の平均排出量を1990年レベルより6%削減（同、先進国平均約5%削減）することが定められました。京都議定書には、この削減目標を達成するため、柔軟措置として、「クリーン開発メカニズム（CDM）」や「共同実施（JI）」等の京都メカニズムが盛り込まれています。すでに同議定書に定められた第一約束期間が本年より始まっており、削減目標の達成に向けた京都メカニズムの活用がより一層重要となっています。

また、CDMやJIがそれらのプロジェクトによる排出削減の「量」とそれに対応するクレジット量とクレジット売却収益に大きく焦点が絞られている現状、並びに大規模案件の掘り尽くしによる排出削減量の低減化という状況において、CDM/JIプロジェクトのホスト国における公害問題や現地環境問題への対応が必要であるとの認識が広まり、下記（P.6～8）に示すような京都メカニズムを利用した公害対策と温暖化対策の「コベネフィット」の実現が、国際的にも望まれることとなっています。さらに、プロジェクトが特定の国・地域に偏在している問題を考慮し、地理的不均衡の是正に向けたプロジェクト形成が期待されています。

財団法人地球環境センター（GEC）は、環境省の委託を受けて、平成11年度から、温室効果ガスの排出削減、吸収源強化により持続可能な開発に資すると考えられるプロジェクトについてフィージビリティ（実現可能性）調査を実施することにより、CDM/JI事業として有望なプロジェクトを発掘するとともに、CDM/JIの仕組みに関する国内・国際ルールづくりに関する知見の獲得、京都メカニズムクレジット取得のための手法などの蓄積をおこなってきました。

今年度も、引き続きCDM/JI事業として有望な案件について調査を行うこととしますが、特に公害対策と温暖化対策のコベネフィットを実現するCDM/JI事業を中心として、調査案件を広く一般から募集します。

## 2. 応募資格

本調査事業の応募者は、以下の（1）～（3）のいずれかに該当する日本の団体であって、本調査を円滑に遂行するために必要な実施体制と資金についての十分な管理能力（ア．団体の意思を決定し、本調査に係る活動を執行できる組織が確立していること、イ．自ら経理し、監査することのできる会計組織を有すること、ウ．活動の本拠としての事務所を有すること）があることとします。

- （1）民間企業
- （2）民法法人、特定非営利活動法人（NPO）
- （3）その他、上記に類する団体であって本調査を円滑に遂行することができると認められる団体

## 3. 調査内容

CDM/JI事業としての実現可能性について調査を実施するとともに、有効化審査を目指したプロジェクト設計書（PDD）（POA-DD及びCPA-DDを含む）を完成していただきます。また、公害対策と温暖化対策のコベネフィットを実現する方法についても検討していただき、その具体的な指標にかかる提案を行っていただきます。

新規・継続いずれでも応募は可能としますが、過去に二年度以上本調査を実施した案件は原則として採択しないものとします。

## 4. 採択要件

<考え方>

我が国の京都議定書目標達成のために必要とするクレジットの取得に資することと、公害対策（特に大気汚染、水質汚濁、及び廃棄物管理）と温暖化対策のコベネフィットを実現する程度が高いことを重視し、CDM/JI事業としての実現可能性の高い案件、PDD作成が視野に入っている案件、コベネフィット実現の度合いが大きい案件を優先的に採択します。応募にあたっては、以下4つのカテゴリーのいずれかに応募して下さい。

- ① 新規方法論の開発を目的とした案件（JIの場合は、独自の方法を開発してベースラインの設定及びモニタリングの計画を行う案件）
- ② 既存方法論の統合・改定を目的とした案件（JIの場合は、CDM承認済み方法論を一部改定して適用

- する案件)
- ③ 承認済み方法論を活用してプロジェクトの早期形成が見込まれる案件（JI の場合は、CDM 承認済み方法論を利用してベースラインの設定及びモニタリングの計画を行うことで、早期形成が見込まれる案件）
- ④ アジア地域におけるプログラム CDM 案件

#### <具体的な採択要件>

以下の要件を満たすものを優先して採択します。

- (1) 温室効果ガスの排出削減や吸収源の強化に資する技術をホスト国に移転すること等により当該国の持続可能な開発に寄与するもの
  - (2) ホスト国の公害対策（特に大気汚染、水質汚濁、及び廃棄物管理等に係る対策）と地球温暖化対策の「コベネフィット」の実現に寄与するもの（コベネフィット型 CDM の主な活動分野としては、P.6～8 を参照）
  - (3) 事業の実施に伴って、他の環境側面・社会側面に悪影響を及ぼすおそれのないもの
  - (4) 調査実施国において、現地カウンターパート（政府、団体、企業等）が存在しているもの
  - (5) 次のように CDM/JI プロジェクトの実現可能性が客観的に高いと認められるもの
    - ・ ホスト国において、既に基礎的な調査を実施済みであり、その調査結果が良好なもの
    - ・ 方法論に関して具体的な検討がされているもの
    - ・ クレジットの獲得を前提とすれば事業の経済性が成り立つことが期待されるもの
    - ・ 具体的にプロジェクトの事業化を図る体制が整っているもの
  - (6) 早期に排出削減量・吸収量が獲得でき、CDM/JI プロジェクトとして実現可能性があると見込まれるもの
  - (7) 当該プロジェクト以外への高い波及効果が期待できるもの
- また、上記④については以下の要件を満たすものを採択します。
- (8) アジア地域において、太陽光発電、バイオ燃料、省エネ型機器等について、ホスト国の関連政策や普及の状況、我が国の関連企業の対応可能性等を踏まえて、今後の普及可能性・普及シナリオ、普及政策（プログラム）を、有望な対策技術を盛り込んで調査検討するもの

## 5. 調査事業の流れ

- (1) 提案書類提出
  - ・ 指定の様式に従って提案書類を提出していただきます。
- (2) 審査
  - ・ 提案書に基づいて、当該分野の専門家によって構成される「CDM/JI プロジェクト支援委員会」により審査が行われます（平成 20 年 8 月中旬を予定）。書面についての審査を基本としますが、事務局が必要と判断した場合は、審査に先立って、応募団体へのヒアリング等を実施します。
  - ・ 審査にあたっては、「2. 応募資格」、及び「4. 採択要件」を踏まえ、総合的に評価します。
- (3) 審査結果の通知
  - ・ 審査結果については、応募団体あて（提案書に記載のある住所）に封書で通知します（平成 20 年 8 月中旬を予定）。合わせて、採択案件の団体名及び調査の概要を環境省及び（財）地球環境センター（GEC）から公表します。
  - ・ なお、採択／不採択の理由等についての問い合わせには一切応じられません。
- (4) 見積書の提出
  - ・ 審査の結果採択された案件については、見積書を提出して頂きます。
- (5) 契約の締結
  - ・ 見積書の内容を精査した上で、調査費を調査団体と調整・合意後、契約締結を経て調査開始となります。契約形態としては、エネルギー起源 CO2 対象案件については（財）地球環境センター（GEC）が調査団体と契約を締結し、非エネルギー起源 CO2 対象案件については環境省が調査団体と契約を締結します。
  - ・ 契約期間については、契約締結日（平成 20 年 8 月下旬を予定）から調査期間終了日（平成 21 年 2 月中旬）までとします。
  - ・ 契約内容等詳細については、別途お知らせします。

## (6) 報告書の提出

- ・ 平成 20 年 10 月に中間報告書を提出していただきます。
  - ・ 平成 21 年 1 月に仮報告書（日本語）とその概要版（日本語）を提出していただきます。
  - ・ 平成 21 年 2 月に最終報告書（日本語）とその概要版（日本語及び英語）、及び PDD 等（英語）とその概要版（日本語）を提出していただきます。
  - ・ 報告書のほか、進捗状況把握のため、調査月報及び現地調査報告書を提出していただきます。
  - ・ 報告書及び月報の仕様については別途指示します。
- ※ 中間報告の結果又は調査の進捗状況によっては、契約期間内であっても調査を打ち切る場合があります。

## 6. 調査期間

- ・ 契約締結日から平成 21 年 2 月中旬を予定しています。

## 7. 調査費用

- ・ 調査費は、調査実施及び調査結果の取りまとめに必要なとされる経費とし、原則としてエネルギー起源 CO2 対象案件については 1 件あたり概ね 800 万円から 2,000 万円の調査費用をお支払いします。
- ・ 植林など非エネルギー等関連技術案件については、1 件あたり概ね 800 万円を上限として調査費用をお支払いします。
- ・ 調査費の金額は、積算金額及び案件内容に基づいて調査団体と調整した上で最終的に決定します。

## 8. 応募方法

### (1) 提案書類の提出

- ・ 本応募要項及び別添の「提案に当たっての留意事項」を参照の上、指定の様式に従って必要な書類等を作成してください。必要な書類等は次のとおりです。

ア. 提案書（様式 1-1） イ. 提案内容（様式 1-2） ウ. 調査費積算内訳（様式 2） エ. 提案団体の概要（様式 3） オ. 団体の参考資料 カ. 電子媒体（イ、ウのみ） キ. 提案書受付通知用はがき	}	1 団体当たり 1 部  まとめて 20 セット （両面コピー、左上端ホッチキス止め） 1 団体当たり 1 部 CD-R が望ましい 1 団体当たり 1 葉
---	---	--
- ・ 応募書類はすべて日本語で記入してください。
- ・ 応募様式は、(財)地球環境センター（GEC）のホームページからダウンロードし、必ず応募様式に従って記入してください。
- ・ 応募書類は、すべての項目について漏れなく記入してください。
- ・ 応募書類を送付したときは、電子メールで本件窓口までその旨連絡してください。（電子メールの件名は「応募書類送付の連絡」とし、本文中に団体名、調査名、担当者名及び連絡先を記入してください。）

### (2) 受付期間

- ・ 提案書類の受付期間は以下のとおりです。

**平成 20 年 7 月 10 日（木）～平成 20 年 7 月 25 日（金）午後 5 時（必着）**
- ・ 受付期間を過ぎての提出は無効となりますので、ご注意下さい（期限を過ぎて提出先に到着した書類は、いかなる理由であっても受け付けませんので、郵便、宅配便、バイク便等を利用される方は注意してください）。

### (3) 提出方法

- ・ 必要となる応募書類を揃えたうえで、指定の受付期間内に必ず本件窓口あて提出してください。
- ・ ファックス及び電子メール（インターネット）での提案書の提出は受け付けません。
- ・ 提出書類受領後の記入事項の修正、再提出や差し替えは認めませんので、内容をよく確認したうえで提出してください。

- ・ 応募書類に不備がある場合には、審査対象から除外される場合があります。
- (4) 質問等
- ・ 疑問・質問については、平成20年7月17日(木)午後5時までに、電子メールで本件窓口あてに問い合わせして下さい。(電子メールの件名は「問い合わせ」として下さい。)
  - ・ 回答については、電子メール又は(財)地球環境センター(GEC)のホームページにて行います。
- (5) その他
- ・ 提出された書類等については返却いたしません。
  - ・ 不採用となった団体の提案書類の内容はいつい公表いたしません。

## 9. 調査結果について

- ・ 採択された案件の調査結果(最終報告書等)は、インターネット等により広く公開することを前提としています。
- ・ 調査案件が事業化された際には、調査対象となったプロジェクトから発生するクレジットの全部又は一部の取引について、環境省と経済産業省が京都メカニズムクレジット取得事業を委託する(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO 技術開発機構)と優先的に交渉していただく必要があります(具体的には事業を進めるなかで個別のご相談となります)。

## 10. 説明会

以下の日程により、大阪と東京において公募説明会を開催します。ご関心のある方は極力出席をお願いします。事前登録は必要ありません。

### <大阪会場>

- ・ 日時：平成20年7月15日(火)午後2:00~3:00
- ・ 場所：財団法人地球環境センター(GEC) 特別会議室 (大阪市鶴見区緑地公園 2-110)  
TEL：06-6915-4121  
(大阪市営地下鉄長堀鶴見緑地線 鶴見緑地駅 下車徒歩5分)



<東京会場>

- ・ 日時：平成 20 年 7 月 16 日（水）午後 2:00～3:00
- ・ 場所：財団法人総評会館 203 会議室（東京都千代田区神田駿河台 3-2-11）  
TEL：03-3253-1771

- 東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 B3 出口（徒歩 0 分）
- 東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 B3 出口（B3 出口まで徒歩 5 分）
- 都営地下鉄新宿線 小川町駅 B3 出口（B3 出口まで徒歩 3 分）
- JR 中央線・総武線 御茶ノ水駅 聖橋口（徒歩 5 分）



11. 本件窓口

財団法人地球環境センター（GEC）事業部調査担当 山本、中井、元田  
〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園 2-110  
TEL：06-6915-4121  
FAX：06-6915-0181  
Eメール：cdm-fs@gec.jp  
URL：http://gec.jp/jp/





